

はじめに

アルゼンチンは鉱物資源ポテンシャルの高い国であるが、投資環境整備の遅れから、本格的な探鉱・開発投資が開始されたのは、1990年代の後半に入ってからである。この時期の投資により Bajo de la Alumbrera 銅・金鉱床、Salar de Hombre Muerto リチウム鉱床、Cerro Vanguardia 金・銀鉱床の開発が始まった。その後2001年の経済危機、探鉱活動の停滞を経たのち、経済の回復と世界的な金属価格の高騰により鉱業投資も急速に増加している。

本報告書はアルゼンチンの鉱業政策、政府機関、投資環境、生産動向、環境問題、主な操業鉱山の現状等について JOGMEC サンティアゴ事務所がアルゼンチンのコンサルタントである Panorama Minero 社に依頼して作成した報告書をベースとして、最近のデータをレビューしたものである。

アルゼンチンの最新の鉱業投資環境を取りまとめた本報告書が、今後のアルゼンチンへの鉱業投資の参考になれば幸いである。

1. 鉱業市場動向

1-1. 鉱業概況

アルゼンチンは日本の約7倍、2,776,889km²の国土面積を有する、鉱物資源の豊かな国である。非鉄金属鉱物資源については、そのほとんどが、チリ国境のアンデス山脈およびパタゴニアの Decead 地方に限定されるものの、その鉱物資源ポテンシャルは高く、探鉱が十分に進んでいない地域が多く存在することから魅力的な探鉱投資国となっている。Fraser Institute の投資ランキングにおいても、アルゼンチンはラテンアメリカではチリ、メキシコ、ブラジルに次いで投資環境が良いとされ、同国の鉱物資源ポテンシャルの高さや良好な投資環境が世界的な注目を集めている。

最近のアルゼンチンの鉱業は、歴史的な金属価格の高騰により活況を呈し、銅・金等の活発な探鉱・開発活動が実施された。Metals Economics Group (2007)によると、2006年のアルゼンチンにおける探鉱投資額は前年比12%増の178百万US\$となり、中南米ではペルー、メキシコ、ブラジル、チリに次ぐ第5位、世界順位は第12位であった。また、アルゼンチン鉱業庁の発表によれば、2006年の探鉱を含む鉱業分野全体への投資額は2005年の8.3億US\$から56.5%増加し、13億US\$となった。探鉱ボーリング掘進長も2005年の410,000mから増加し、2006年には478,500mに達した。

順調な鉱業活動の一方、環境問題がクローズアップされ、地域住民や環境団体の運動によりいくつかの優良プロジェクトが延期・中止された。2003年4月に地域住民等の反対により延期されていた Chubut 州の Esquel 金・銀プロジェクトは正式に撤退、2004年の Chubut 州の探鉱活動禁止法案の採択、2005年 Rio Negro 州のシアン・水銀の使用を禁止する法律の制定

に続き、La Rioja 州、Mendoza 州、Tucuman 州、La Pampa 州においてもシアン等の有害物質の使用を禁止する法案が採択され、いくつかの優良プロジェクトが中断を余儀なくされる事態にまで発展している。

1-2. 主要鉱産物の生産動向

アルゼンチンは鉱物資源が非常に豊かな国である。約2.8百万km²近い面積を誇り、アンデス山脈には、3,500kmに亘って様々な操業鉱山や探鉱プロジェクトが存在する。

アルゼンチンの主な鉱物資源は銅、鉛、亜鉛、金、銀、リチウムで、この他、ホウ酸ナトリウム、岩塩、珪藻石、重晶石等の非金属鉱物を生産している。

2006年の主要鉱産物の生産量は銅：187,240t(前年と同量)、金：28.3t(前年比1.4%増)、銀：273.9t(前年比3.8%増)、鉛：13,728t(前年比28.5%増)亜鉛：31,870t(前年比5.4%増)といずれも前年と比べ増加した。銅生産のほとんどは Bajo de la Alumbrera 鉱山(ポーフィーリー銅・金鉱床)によるもので、近年はほぼ一定の生産水準(20万t/年前後)を保っている。金生産は主に Bajo de la Alumbrera 鉱山の銅の副産物、Cerro Vanguardia 鉱山(浅熱水性金銀鉱床)、Veradero 鉱山(高硫化系金銀鉱床)によるもので、2005年の Veradero 鉱山開発により今後、生産量が増加すると予測される。鉛・亜鉛は Aguilar 鉱山(SEDEX型鉛・亜鉛鉱床)によるものであるが、資源の枯渇により減産傾向にある。(表1)

表1 アルゼンチンにおける主要鉱産物生産量の推移

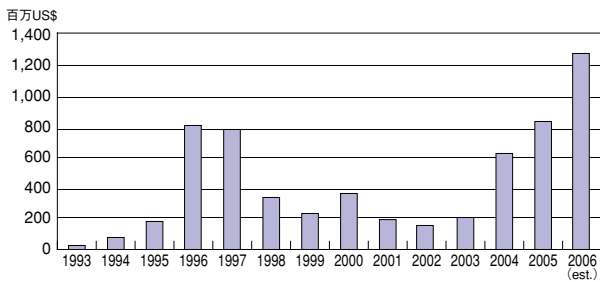
| | 1998年 | 1999年 | 2000年 | 2001年 | 2002年 | 2003年 | 2004年 | 2005年 | 2006年* |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 銅 (t) | 170,273 | 210,126 | 145,197 | 191,667 | 204,027 | 199,020 | 177,143 | 187,317 | 187,240 |
| 鉛 (t) | 15,004 | 14,256 | 14,115 | 12,334 | 12,011 | 12,079 | 9,511 | 10,683 | 13,728 |
| 亜鉛 (t) | 35,560 | 34,192 | 34,858 | 39,703 | 37,325 | 29,839 | 27,220 | 30,227 | 31,870 |
| 金 (kg) | 20,400 | 38,515 | 25,956 | 30,632 | 32,506 | 29,744 | 28,466 | 27,904 | 28,300 |
| 銀 (kg) | 35,768 | 73,785 | 78,271 | 152,802 | 125,865 | 133,917 | 172,387 | 263,766 | 273,858 |
| チリウム (t) | 3,428 | 1,626 | 2,697 | 1,588 | 2,052 | 2,805 | 4,225 | 5,904 | 14,664 |
| カドミウム (t) | 145 | 140 | 137 | 160 | 153 | 126 | 111 | 124 | 91 |

*Estimate

出典：アルゼンチン連邦鉱業庁

1-3. 投資状況

アルゼンチン連邦鉱業庁発表のデータによると、2006年にアルゼンチンの鉱業分野における探鉱・生産活動への投資額は39億ペソを超える歴史的な新記録を達成した。これは約13億US\$に相当し、2005年の投資額8.3億US\$と比べ56.4%増加した。これらの投資を行ったのは国内資本の他、カナダ、ペルー、中国、ブラジル、米国、南ア、チリ、スイス、オーストラリア、その他諸国と様々な国に亘っている（図1）。



出典：アルゼンチン連邦鉱業庁

図1 鉱業投資額の推移

アルゼンチン政府の公式発表によると、これら39億ペソの投資の71%は開発前のアドバンスステージ段階にあるプロジェクトで、Santa Cruz州のSan Joseプロジェクト及びManantial Espejoプロジェクト、Jujuy州のPiriquitasプロジェクト、San Juan州のLama Pascua及びGualcamayoプロジェクト、Mendoza州のPotasio Río Coloradoプロジェクト、Catamarca州のAgua Ricaプロジェクト、その他がこれに相当する。なお、この71%の中には、産業用鉱物や装飾用岩石の採石場の再開プロジェクトも含まれている。

また、上記投資額の16%は探査や初期段階の探鉱等の非常にリスクのある分野への投資である。2006年の探鉱活動における総ボーリング掘削長は478,500m（前年比16.7%増）で過去最高を記録した。

総投資額の残り13%は、生産段階にあるプロジェクトの技術革新、技術近代化に対する投資であり、例えば、Jujuy州のAguilar鉱山、Santa Cruz州のCerro Vanguardia鉱山、Catamarca州のBajo de la Alumbreira鉱山会社、その他、産業用鉱物・装飾用岩石の生産に従事する中小企業の投資である。

投資額の大幅増に加え、鉱石及びその派生製品の輸

出額も2006年に過去最高を記録し、対2005年比71%増、対2004年比141%増の7,950百万ペソ（US\$2,650百万）に達した。輸出先国も新規の輸出先国を加え50か国以上にのぼっている。

1-4. 主要鉱山・製錬所概要（図2）

アルゼンチンの主要操業鉱山・製錬所について概要を以下に記載する。

(1) Bajo de la Alumbreira 鉱山

位置：Catamarca州中央部

権益：Xstrata社50%、Goldcorp社（カナダ）37.5%、Northern Orion社（カナダ）12.5%

鉱床タイプ：ポーフィリー銅・金鉱床

鉱量・品位：埋蔵鉱量（確定+推定）は3.9億t（銅0.47%、金0.51g/t）で、資源量は4.2億t（銅0.47%、金0.50g/t）

操業開始：1997年10月31日に試験操業を開始

生産量：銅生産量180千t、金生産量641,158oz（20.0t）（2006年）

マインライフ：15年

(2) Aguilar 鉱山

位置：Jujuy州北東部

権益：Glencore社89%、IFC（世界銀行のファイナンス会社）11%

鉱床タイプ：SEDEX型鉛・亜鉛鉱床

鉱量・品位：開山以来、これまでに約40百万t、鉛+亜鉛：12%を生産、Aguilar鉱床の採掘はほぼ終了（現在Esperanza鉱床を採掘中）

操業開始：1936年

生産量：粗鉱量542,000t/年、亜鉛精鉱70,000t/年（亜鉛：49.5%）、鉛精鉱18,000t/年（鉛：75.0%、銀：1,242g/t）

マインライフ：10年

(3) Cerro Vanguardia 鉱山

位置：Santa Cruz州Magallanes地区

権益：Anglo Gold社92.5%、Santa Cruz州鉱業公社Formicruz：7.5%

鉱床タイプ：浅熱水性低硫化系金・銀鉱床、SEDEX型金・銀鉱床

鉱量・品位：埋蔵鉱量は約6百万t、品位6.9g/tで金量は1.34百万oz

生産量：粗鉱量657,000t/年、金232,000oz（7.2t）、銀2百万oz（62.2t）キャッシュコストは225\$/oz

マインライフ：約9年

(4) Salar de Hombre Muerto 鋳山

位置：Catamarca 州北西部、Salta 州との州境付近、標高 4,000m

権益：FMC Lithium (米) 100%

鋳種：リチウム

鋳量・品位：炭酸リチウム及び塩化リチウムの資源量は 85 万 t

操業開始：1998 年 4 月

生産量：炭酸リチウム 11,200t/年、塩化リチウム 7,250t/年

メインライフ：40 年

鋳床タイプ：高硫化系金・銀鋳床

鋳量・品位：金量 12.8 百万 oz (398t)

操業開始：2005 年 9 月

生産量：金生産量は 2005 年 (9～12 月) が 56,000oz、本格操業に入る 2006 年から 700,000oz/年 (21.8t/年)

メインライフ：17 年

(5) Veladero 鋳山

位置：San Juan 州、San Juan 市北東約 375km

権益：Barrick 社 100%

(6) Rosario (Santa Fe) 製錬所

操業会社：Cia Sulfacid SACI y F

権益：Glencore International AG 100%

場所：Santa Fe

生産品：亜鉛

生産量：40 千 t (2006 年実績)



図2 主要操業鋳山及び探鋳プロジェクト位置図

1-5. 探鉱プロジェクト

アルゼンチンは鉱業制度リフォーム後の1996～1997年には大規模鉱山開発に伴う大型投資が見られたが、その後世界的な探鉱の冷え込みおよび経済危機に陥り探鉱活動は低迷していた。しかし2003年後半以降の金属価格高騰から探鉱活動が活発化した。アルゼンチン鉱業庁の発表によると、2003年に約50件あった探鉱プロジェクトが、2005年には約275件以上に増加、ボーリング掘進長も478,500mに達し、今後も鉱業投資の顕著な伸びが予測されている（図3）。

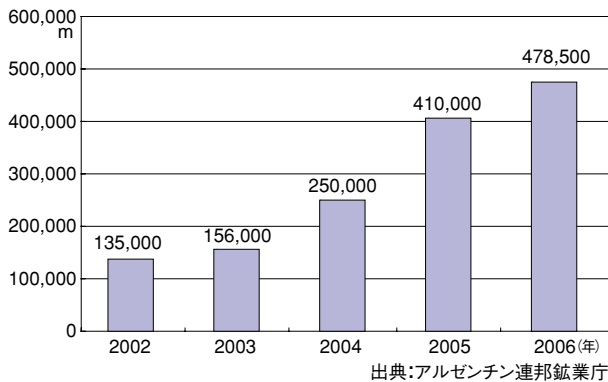


図3 探鉱活動における総ボーリング掘進長

2. 鉱業関連法令

2-1. 鉱業行政、組織

2-1-1. 鉱業政策

アルゼンチン政府は外国企業による鉱業投資を促進し、鉱業を国の主要産業として形成することを国家戦略とし、1993年から1995年にかけて鉱業関連法制度のリフォームを行い、1996年および1997年には世界で最も投資環境の整備された国として評価された（JICA,2001）。その後、1997年以降のBajo de la Alumbrera 鉱山（銅・金）、Hombre Muerto 鉱山（リチウム）およびCerro Vanguardia 鉱山（金・銀）といった大型鉱山開発に繋がった。2003年12月アルゼンチン連邦政府は国家鉱業プラン（El Plan Minero Nacional）を発表し、2004年1月から連邦鉱業庁を中心として、国家鉱業政策に則った国家鉱業プランを実行に移している。なお、この国家鉱業プランの骨子は次のとおりである。

- 国の政策としての鉱業
- 投資のための予測可能な環境の整備
- 全国の生産モデルに役立つ行動政策の立案
- 生産とコミュニティの関係改善
- 地方の統合
- 公共情報の民主化

2-1-2. 鉱業関連組織

アルゼンチンの鉱業行政を司る機関は公共投資・サービス計画省の下に設置される、連邦鉱業庁である。公共投資・サービス計画省はアルゼンチンの公共事業、

通信・運輸、鉱業・エネルギー等を管轄する省で鉱業庁のほかに、建設庁、通信庁、エネルギー庁、運輸庁が置かれている。連邦鉱業庁は鉱業行政の実務を行う機関で、連邦鉱山局及び地質鉱物調査所及び国土計画開発局から構成され、連邦鉱山局には鉱業投資部、鉱業開発調整部、鉱業生産支援部が、地質鉱物調査所には地質鉱物資源研究所と鉱業技術研究所が置かれている。また、地質鉱物調査所は主な州に支所を設置しており、各州との調整を行っている。国土計画開発局は連邦政府がアルゼンチンの国土開発計画を策定する当たって、協力・支援を行う機関である（図4）。

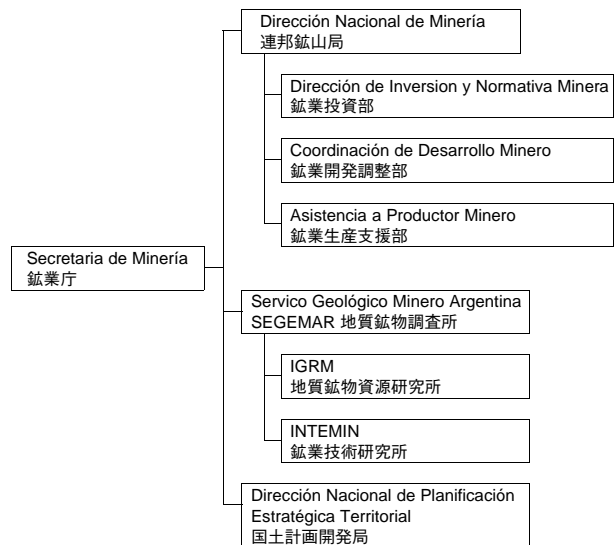


図4 連邦鉱山庁の概略機構図

2-2. 鉱業関連法規の概要・要旨

2-2-1. 鉱業関連法規

アルゼンチンは鉱業活動を支援するための各種法律を制定しており、これにより法制度的に安定な投資環境を提供している。この各種法律には、鉱業法、外国投資法、鉱業投資法、鉱業再生法、環境保護法、ボリビア・チリとの間に結ばれている鉱業統合協定などが含まれる。

鉱業と鉱業に対する投資に関する法的枠組みには以下のものが含まれている。

- 鉱業法（及びその修正法）
- 外国投資法 法律第21382号
- 鉱業投資法 法律第24196号（及びその修正法）
- 鉱業再生法 法律第24224号
- 付加価値税のファイナンス及び返還法 法律第24402号
- 鉱業近代化法 法律第24498号
- 連邦鉱山調整法 法律第24228号
- 環境保護法 法律第24585号
- チリとボリビアとの鉱業統合協定

鉱業投資に関する各種法律は1993～1995年に制定されており、安定的な投資環境を確保するため、制定前の法律に大きな変更をもたらした。これらの法律は財政的・税的インセンティブを通して鉱業投資に対して優遇措置を与えており、アルゼンチン国内で画一的かつ統合的な鉱業促進政策を実施するため、妥当な制度上の枠組みを形成している。

以下に各種法律の概要を記載する。

2-2-2. 鉱業法

鉱業法はアルゼンチンにおける鉱業活動の法的規範となる重要な法律であり、鉱物資源の所有権、探査、開発に関する権利と義務について定めている。地下の鉱物の所有権は国または州に帰属し、土地の所有権と切り離している。鉱業権は国または州からリースにより付与される排他的権利で、死亡による譲渡可能な権利としている。また、鉱業活動における環境保護法(No.24585)は鉱業法に組み込まれている。本報告では探鉱に係る鉱業権を探鉱鉱業権、鉱山開発及び採掘に係る鉱業権を採掘鉱業権とし、両者をあわせて鉱業権とした。

(1) 鉱物資源の所有権

鉱床の所有権については、国または州がその管轄地域内に賦存する鉱床の所有権を保有しており、国または州が個人に鉱床を探査し、採掘し、鉱山主として振舞う権利を付与する。鉱業権を得た者は、不動産利用権者として、所有権者と同様の権利を有する。この権利は排他的専有権であり、契約の締結または死亡により譲渡可能な権利である。

(2) 鉱物資源のカテゴリー

鉱業法では、鉱物資源は次の三種に分類されている。

第1種鉱物資源：

- a. 金属鉱物：金、銀、プラチナ、水銀、銅、鉄、鉛、錫、亜鉛、ニッケル、コバルト、ビスマス、マンガン、アンチモン、タンゲステン、アルミニウム、ベリリウム、バナジウム、カドミウム、タンタル、モリブデン、リチウム及びカリウム
- b. 燃料鉱物：瀝青炭、褐炭、無煙炭及び固形炭化水素
- c. 砒素、石英、長石、雲母、螢石、燐酸カルシウム、硫黄、硼酸ナトリウム及びケイ灰石
- d. 宝石類
- e. 内因性蒸気

第1種鉱物資源は国が所有権を有し、当局が交付するコンセッションによってのみ採掘可能なものである。

第2種鉱物資源：

- a. 河床、流水及び砂州中に賦存する金属含有砂及び宝石類
- b. 鉱業権のかかっていない旧廃止鉱山にあるズリ、選鉱廃さい及びスラグ並びに所有主が放置して

いる廃置選鉱場跡・製錬所跡の選鉱廃さい及びスラグ

- c. 硝石、岩塩及び泥炭地
- d. 第1種鉱物資源に含まれない金属鉱物
- e. 黄鉄鉱質及びアルミナ質の土、研磨剤、黄土、樹脂、凍石岩(Steatite)、重晶石、硫酸塩、黒鉛、カオリン、アルカリ性塩、アスベスト、ベントナイト、ゼオライト

第2種鉱物資源は地表権者に優先して与えられる鉱物資源及びその鉱床の条件により共同開発に充てられる鉱物資源である。

第3種鉱物資源：

採石場または採土場から産出する石状または土状の鉱物で建築材、装飾材として用いるもの全て

第3種鉱物資源は地表権者のみが所有できる鉱物資源で、公益を理由とする場合を除き、地表権者の同意なしには誰も採掘できないものである。

(3) 探鉱鉱業権

鉱業法では、如何なる自然人または法人も探鉱鉱業権を申請することができ、探鉱鉱業権を取得した者は当該許可に含まれる区域内で探鉱する排他的な権利を保証される。

(4) 採掘鉱業権

探鉱を通じてまたは偶然に鉱床を発見して探鉱開発を行おうとする者は開発・探鉱のための、採掘鉱業権を取得することができる。採掘鉱業権者は当該許可に含まれる区域内で探鉱開発・採掘する排他的な権利を保有し、当該区域内に賦存する全ての鉱物の所有権者となる。

2-2-3. 外国投資法

1993年に公布された外国投資法(法令第21382号)は、外国投資に対する現行の法的枠組みを定めている。この法律はアルゼンチンに投資し、経済活動を行っている外国の投資家を対象としており、上記外国投資家がアルゼンチン国内の投資家に対して法律及び憲法によって定めているものと同等の権利と義務を有することが定められている。

外国投資家は、投資によって得た流動的及び換金された利益を海外に移動させたり、同様に投資家に配当したりすることができる。また、アルゼンチンの法律であらかじめ定められている法的手続きを国内投資家と同様に使用することができる。外国資本の現地企業は、国内資本の現地企業と同等の権利と条件で国内のクレジットを受けることができる。外国投資法に規定される主な事項は、「4-1.外国投資法による規定」、に記載している。

2-2-4. 鉱業投資法

鉱業投資法（法律第 24196 号）は、鉱業法に定められている鉱物の概査、探査、準備及び採掘及びこれに関する破碎、磨鉱（ミル）、採掘、ペレット化、焼結、初期加工、煨焼、精製、切断、研磨等の活動を対象とする。

アルゼンチンに登録されている鉱業関連企業は、鉱業投資法によってアルゼンチンの法制度に定められている取扱いを要請することができる。唯一の条件は、連邦鉱業庁の鉱業投資登録簿に登録することである。

(1) 適用範囲

鉱業投資法はアルゼンチン国内における鉱業投資を奨励するもので、その適用対象は、アルゼンチンの領土に帰属する各州で行われる鉱業およびその活動に限定される。

(2) 適用対象者

鉱業投資法の適用を受けられる対象者は、アルゼンチン共和国に住所を有する個人、およびアルゼンチン共和国で設立されたまたは同国法に従い鉱業活動することを許可された法人である。

鉱業投資法の適用を受けたい者は、申請庁が管理する登録簿に登録されなければならない。

(3) 鉱業投資法の対象となる活動

鉱業投資法の対象となる活動は、鉱業法に規定された鉱物資源の探査、調査、開発、調製、採取、鉱物の破壊、粉碎、切断、彫刻、研磨およびつやだしである。但し、液体および気体の炭化水素、煤焼によるセメントの工業生産、セラミックの工業生産、建設用の土砂、丸石および礫石は対象外となる。

(4) 投資に対する税制上の優遇措置

a. 税金面での安定

鉱業投資法の対象となる鉱業事業は、フィージビリティ調査報告書の提出日より起算して 30 年間にわたり税金面での安定を享受することができる。

b. 所得税の控除

鉱業投資法の適用を受ける者は、所得税課税対象額から、技術・経済面のフィージビリティの判断を目的とする実地調査、探査、特別調査、鉱物・鉱石試験、パイロットプラント、応用研究およびその他の作業に投資した金額の 100 % を控除することができる。この控除は、投資家が所得税法によって認められる優遇措置を損なわない。

c. 鉱床評価額の資本化

経済的に開発可能な鉱床の評価が有資格の専門家によって行われ証明された場合、その価値の 50 % まで資本勘定に計上することができる。

d. 資産税の免除

鉱業活動を行うために鉱業投資制度に登録した者は、登録時の会計年度より資産税を免除される。

e. 関税及び税関費用の免除

登録されている鉱業企業は輸入税その他の賦課金ならびに資本財、特殊設備、予備品、鉱業活動の実施に必要であると申請庁が決定した資材等に対する特別税の支払いを免税される。鉱業関連のサービスを提供する企業もこの特典を受けることができる。

f. ロイヤルティの上限の設定

ロイヤルティを徴収する各州は、採取した鉱石の「坑口価格」の 3 % を超えるロイヤルティを徴収してはならない。坑口の鉱石とは採掘され運搬または蓄積された鉱石であって、如何なる加工も受けていないものをいう。

2-2-5. 鉱業再生法

鉱業再生法（法律第 24224 号）は、地質図の作成は国家の利益であると明言し、国が地質図等の基盤情報を作成・整備し、鉱業投資を行う民間企業へ提供することにより、鉱山開発を促進するとしている。

また、同法では、連邦政府と各州政府の鉱業政策にかかる調整業務を実施するため、鉱業長官官房の諮問機関として、州および国を代表する各 1 名の委員で構成する連邦鉱業審議会を設置することを規定している。連邦鉱業審議会の運営予算は鉱業長官官房が予算法に基づき供与する。

2-2-6. 連邦鉱山調整法

連邦鉱山調整法（法律第 24228 号）は 1993 年 5 月 6 日、ブエノスアイレス市において、以下に示す目的を達成するため、連邦政府及び各州代表 1 名の委員により合意されたもので、アルゼンチン鉱業への投資を推進するため、連邦政府と州政府が協力して必要な措置を講ずることを規定している。

2-2-7. 鉱業近代化法及び付加価値税のファイナンス及び返還法

鉱業近代化法（法律第 24498 号）は鉱業法に規定される、鉱業権の設定、鉱物資源の発見と登録、鉱業権の出願申請と登記簿への登録、鉱区の失効の取扱い、州政府・州公社による公開入札制度等に関する手続きを現行に合わせて大幅に改正したものであり 1995 年に制定された。

一方、付加価値税のファイナンス及び返還法（法律第 24402 号）は直接または間接的に生産活動に必要な新品資本財の購入または恒久的輸入、鉱業活動用のインフラストラクチャー工事を行うために実施した投資を対象として支払った付加価値税の融資・金利の返還を規定するものである。

2-2-8. 環境保護法

1995 年に施行された環境保護法は鉱業活動における環境保護に関する条項を規定し、鉱業法に追記した。環境保護法は鉱業活動を行う者は、当該活動を実施す

る前に環境当局に対し、環境影響報告書を提出することを義務付けている。環境影響報告書の主な記載内容は、プロジェクトの内容、プロジェクト地域の環境の現状、予防・緩和措置、損傷を受けた場合の再建・修復措置等である。環境影響報告書は2年に1回更新する必要がある。

また、環境保護法制定後、2002～2004年の間に以下の環境保護に関する法律が制定された。

- 一般環境法 (No.25675 2002-11-8)
- 環境情報へのアクセスに関する法律 (No.25831 2004-1-7)
- 水使用に関する環境規制法 (No.25688 2003-1-3)
- 産業廃棄物の取扱に関する法律 (No.25612 2002-7-29)
- 国内廃棄物の取扱に関する法律 (No.25916 2004-9-7)
- 考古学的、古生物学的遺産に関する保護法 (No.25743 2003-6-26)

環境保護に関する規制・手続き等については、上記連邦政府の法律に基づくものであるが、各州政府が独自に州法を作成し、規制する場合があるため、注意を要する必要がある。また、環境保護に関して憲法（州の憲法含む）に定められている規定も考慮する必要がある。

3. 鉱業税制

3-1. 各種税制の概要

アルゼンチンの主要税の概要を以下に示す。

(1) 所得税（法人所得税）

所得税は法律第20628号に規定される。所得税はアルゼンチン国内で得た所得及びアルゼンチンに住所を定める自然人・法人が国外で得た所得に課税される。不動産の賃貸、投資有益、企業利潤、労働報酬の4種類に分類されており、法人・企業は企業利潤に該当する。税率は法人の場合（法人所得税）純利益の35%で、個人の場合は9～35%の累進課税である。納税期間は企業の会計年度。

(2) 推定最低所得税（資産税）

推定最低所得税は法律第25063号に規定されるもので、企業の資産に課税される。税率は資産額の1%で、所得税の内金として納税される。鉱業投資法に規定された鉱業活動に適用する資産税については鉱業投資法の規定により免税となる。

(3) 付加価値税（IVA）

付加価値税は法律第23349号及び州令第692/98号に規定される。動産の販売または輸入、工事、賃貸借、業務提供に課税され、財を販売する者、輸入する者、サービスを提供する者、賃貸借を行う者が課税対象者となる。販売額に基づく納税負担から、仕入れに伴い支払った税額を差し引いて納付する。一般税率は21%、

特定のサービスに対する税率は27%、生活必需品、医療、金利等は10.5%である。輸出は免税で、財・サービス等への税の支払いは還付される。

(4) 内国税（物品税）

内国税は法律第24674号に規定され、タバコ、飲み物、自動車、モーター、保険、携帯電話、ヨット、飛行機及び贅沢品等の特定の品またはサービスに課税される。これらの品目、サービスを販売、輸入する者が税を支払う。税率はIVA抜き販売価格の4～60%で、税額はこれら財またはサービスの購入価格に含める。

(5) 個人資産税

個人資産（株式、会社への資本参加）に対する税金で、法律第23966号及び25585号に規定される。アルゼンチン国内または海外に在住する自然人または外国に住所を有する法人が所有する会社の株式に課税される。税率は各年度の12月31日付け財務諸表における株式保有率に対応する価格の0.5%で、会社が支払いを行う。

(6) 印紙税

印紙税は政令第114/93号及び政令第2291/94号に規定され、動産の譲渡に課税される。税率は譲渡価格の0.75～2.5%の累進課税で、会社に対する出資、家族の住宅の譲渡は課税対象外である。

(7) 社会制度に関わる事業主負担

アルゼンチンの社会保障規制により、事業主に以下の負担が義務付けられている。

- 年金・医療に係る社会保障費：給与総額の16%
- 退職者及び年金生活者のための医療保険料：給与総額の2%
- 家族手当：給与総額の7.5%
- 雇用基金：給与総額の1.5%
- 労働者医療保険：給与総額の4.5%
- 保険システム管理費：給与総額の0.5%

（給与総額とは家族手当を除いて労働者に与えられる給与の総額である）

年金・医療に係る社会保障費、退職者及び年金生活者のための医療保険料、家族手当、雇用基金の率は、雇用連邦協定（1993年、1995年）等により減額されている。また、これらの率は2001年に統合されており2002年以降合計税率は17%となっている。

(8) 輸入関税

輸入関税は関税法により規定される。財の輸入、賃貸借契約、サービスの提供、著作権に課税。税率は税関におけるCIF価格の最高21%でこの他税関費用として、統計税（税率0.5%）や減免恩恵を受けた輸入に対する適用条件遵守を確認するための仕向け先確認費用（税率最大2.0%）を徴収している。

(9) 輸出税

輸出税は政令第310/02号及びエネルギー省決議第11/02号により規定されており、消費財の輸出に課税される。税率は一次産品が10%、産業製品が5%である。アルゼンチンでは輸出奨励制度があり、輸出向け商品の国内生産・販売段階で発生した付加価値税等の間接税を還付することが可能である。還付率は国内付加価値税の最大6%までである。また、輸出業者は資材輸入時に発生した輸入税、統計に係る税の還付を受けられる。輸入税等の還付は付加価値税の還付との併用が可能である。

(10) 州税

総売上税、不動産税、自動車税、印紙・手数料等が課せられるが、税種・税率とも各州により規定されている。

(11) ロイヤルティ

ロイヤルティの徴収については各州によって決められており、上限は3%。

(12) その他税金

上記のほか、銀行からの融資に対する税金（最高税率0.6%）、電気エネルギー適用税、液状燃料及び天然ガス税等がある。

アルゼンチンは41か国と二重課税防止協定を締結しているが、日本とは未締結である。

3-2. 鉱業投資法における税制の優遇措置

鉱業投資法に定められている税制の優遇措置は以下のとおりである。

(1) 所得税控除（二重控除）

所得税を計算するに当たって、計画のフィージビリティを図るために投資した資金を100%控除することができる。また、鉱業活動が自然環境に対して与えかねない影響の防止や解決に対して投資した資金も控除が適応される。この控除は、投資家が所得税法によって認められる優遇措置を損なわないため、探鉱費用の二重控除が可能となる。また、社会資本など、鉱山および鉱業権の提供から生じる収益は、所得税を免除される。資産の資本参入により増資および新株を発行する場合には、印紙税を免除される。

(2) 税金面での安定

鉱業投資法の対象となる鉱業事業は、フィージビリティ調査報告書の提出日より起算して30年間にわたり税金面での安定を享受することができる。この規定は、為替レートならびに輸出による税金の支払い・還付を除き、為替および関税にも適用される。なお、付加価値税（IVA）は本事項から除外される。

(3) 加速償却

鉱業プロジェクトへの投資に対する加速償却制度の

適用を受けることができる。

(4) 関税及び税関費用の免除

登録されている鉱業企業は輸入税その他の賦課金ならびに資本財、特殊設備、予備品、鉱業活動の実施に必要なであると申請庁が決定した資材等に対する特別税の支払いを免税される。鉱業関連のサービスを提供する企業もこの特典を受けることができる。

(5) 鉱床評価額の資本化

（認可されれば）鉱床評価額の50%まで資本勘定に計上することができる。鉱床の評価には、当該鉱床の開発に関する技術・経済面のフィージビリティ調査が検討されなければならない。

(6) IVAの事前還付及び融資

新規プロジェクトまたは生産量を大幅に増加するプロジェクトであって、次の場合はIVAの還付または融資が受けられる：新品の資本財の恒久的輸入または購入及び当該生産工程のためのインフラストラクチャー。

(7) 資産税の免除

鉱業活動を行うために鉱業投資制度に登録した者は、登録時の会計年度より資産税を免除される。

(8) 州及び市税

連邦鉱業決議書（法律第24228号）において、各州内で行う鉱業活動に対する州税、市税及び印紙税を免除することを決議している。

(9) ロイヤルティ

ロイヤルティとして納税する金額を決定するための税率は採掘した鉱石の坑口価格の3%を上限とする。州内で鉱石の付加価値を高めて行くと、ロイヤルティの税率を段階的に逡減して行く新しい方式を取っている州も幾つかある。

4. 外国投資に係る諸手続き

4-1. 外国投資法による規定

外国企業によるアルゼンチンへの投資に関しては、外国投資法が適用される。外国投資法は、アルゼンチンに投資する外国人投資家は同法の規定に基づき、アルゼンチンの法律及び憲法が国内の投資家に付与するのと同じ権利を行使し、義務を履行することができることを定めている。外国投資法による外国投資の対象は工業、鉱業、農牧業、商業、金融業、サービス業、ならびに資本財またはサービス業に関係のあるすべての経済及び生産活動を示すと規定されている。

外資の参入に対する規制、禁止業種は明示されていないが、ウラン開発・原子力関連事業は国家が管理する分野とされており、民間企業は参入できない。

4-2. 外国投資優遇制度

アルゼンチンには外国投資のみを対象とした優遇制度はない。外資は国内資本と同等に扱われるため、外資に特定した優遇措置はない。また、国内資本が享受できる優遇措置は外資も享受できる。

連邦政府は鉱業投資法及び植林法を制定して、外国資本による同分野の振興を図っており、これらの分野においては、両投資法に基づき優遇措置を享受できる。鉱業投資法は鉱業法に規定される鉱物資源の調査、探査、採掘について適用され、各種税の減免、ロイヤルティの上限設定等の優遇措置を受けられる。鉱業投資法の概要（2-2-4）及び同法に規定される税制上の優遇措置（3-2）については、これまでの章に記載している。

5. 社会・環境事情

5-1. 地元住民・地域社会との関係、環境保護団体等の動向

アルゼンチンでは近年の世界的な環境保全運動の高まりにより、地元住民や環境保全団体の反対により、有望な大型プロジェクトが中止・中断されており、地元住民や地元コミュニティとの協調や十分な環境対策の実施なくして、鉱山開発を行うことは困難な状況である。

地元コミュニティが環境保護団体と共に反鉱業運動を繰り広げる要因は、アルゼンチンでは鉱業が主要産業ではなく、鉱業活動の実態を知らない地元住民が、企業側の情報提供不足と環境団体による一方的な説明により、鉱業に対する間違ったイメージを構築するからである。

また、鉱山開発時において、大型の鉱山開発が行われる地域は、特にそのインフラ建設時に大量の地元労働者の雇用等により地元コミュニティの生活様式を大幅に変更させる。この場合、地元の一次産業（農業、牧畜業）に人手不足や水不足等の大きな影響を与える場合があり、利害関係から地元コミュニティが鉱業推進派と反対派に分割され、鉱業反対派が反鉱業活動を行うこととなる。

複数のアルゼンチンの鉱業州ではこれらの反鉱業活動に対し、鉱山開発を行う企業に対し、十分な事前説明と環境対策を実施するよう指導すると共に、州内の住民へ鉱業活動の実態について教育、鉱業活動のメリット・重要性をアピールしている。

5-2. 先住民問題

1994年のアルゼンチン憲法の改正において、先住民の存在が認められた。この他、アルゼンチンが批准した国際レベルの協定及び条約でもこれら問題に関する公約が行われている。

連邦法第24071号において、アルゼンチンは国際労働機構（Organizacion Internacional del Trabajo）の先住民及び先住部族に関する条約169を批准している。この条約には、国の領土内に居住する先住民コミ

ュニティーに対して国が果たすべき模範的基準が定められており、鉱業活動に関連しては、同法律の第15条に規定されている。

6. 特記事項

6-1. チリ・ボリビアとの統合条約

(1) チリとの鉱業統合協定

本鉱業統合協定は、世界で最も鉱物資源の豊かなチリ・アルゼンチンの国境地域の鉱山開発を促進するために、国境地域での人・資産の移動、インフラの共同活用、探鉱・開発の統合化、国境手続きの簡略化、租税の統一化などを可能とするもので、1997年12月に両国政府により署名された。この種の協定は特殊なものであり、アルゼンチンとチリに跨る鉱床がこの地域に多数存在することから必要となったものである。以下に現在までに協定書に調印されたプロジェクトを示す。

- Pascua-Lama プロジェクトに関する議定書の調印と施行。世界初の二国間による鉱業開発プロジェクトで、総投資額2,300百万US\$。
- El Pachon 銅プロジェクトに対する議定書の適正化、750百万US\$の投資を要する。
- 探鉱を促進するための新たな制度（鉱業探鉱に関する議定書）の策定：Vicuna (San Juan) や Amos Andres (La Rioja) といった二国間プロジェクトの導入。

(2) ボリビアとの鉱業統合協定

アルゼンチン政府は、ボリビアとの間に鉱業に関する統合補完協定を結ぶ方向で動いている。現在のところ理解のためのメモランダムに調印しているだけだが、鉱業に関する統合、貿易、技術援助を促進させている。

6-2. 各州における鉱山開発反対運動と環境規制

近年の世界的な環境保全運動の高まりの中、アルゼンチンにおいても環境問題への対応は鉱山開発を行う企業にとって、重要な課題となっている。

現在、鉱業活動を規制する法律を採択している州は以下のとおりである。

- Chubut 州：州内の一部地域における砂金を除く金属鉱業活動を36か月間停止する。
- Rio Negro 州：金属鉱物の採掘、処理加工にシアン及び水銀を使用することを禁止する。
- La Rioja 州：シアン、水銀、及び/またはその他如何なる種類の汚染物質を持って行うリーチングを用いて行う露天掘りによる鉱物採掘の禁止。
- Mendoza 州：金属鉱物の試掘、探査、探鉱、採掘工程及び金属鉱物の加工処理工程において、シアン、水銀、硫酸その他類似の有害化学物質の使用禁止。
- Tucuman 州：金属鉱物の加工処理工程における、シアン、水銀等有害物質の使用禁止。

La Pampa 州：金属鉱物の加工処理工程における、シアン、水銀等有害物質の使用禁止。

このような動きに危機感を抱いた各州政府の鉱業担当当局は、反鉱山開発運動が発生する原因は、地元住民の鉱業に関する知識の欠如と鉱業が有害物質（シアン、水銀等）を使用し、環境破壊を引き起こしているという間違ったイメージによるものであるとして、環境団体による反鉱山キャンペーンに対抗する措置を取っている。

今後、アルゼンチンにおいて鉱山開発に反対するキャンペーンがどのように発展していくか定かではないが、地元コミュニティとの協調や十分な環境対策の実施なくして、鉱山開発を行うことは困難であるといえる。

6-3. 鉱業関連制度の統一化

アルゼンチンの鉱業行政において、鉱区の認可やロイヤルティ等は州政府の管轄であり、鉱区認定に要する時間が州により異なることや、鉱区設定から探鉱・開発における諸手続きが各州法により個別に設定されていること等が鉱業投資を阻害する一因となっている。特に環境関連法規については、各州が州法により厳しい上乗せ規制をかける場合があり、注意を要する必要がある。

これに対し、連邦政府は連邦鉱業審議会を通じて鉱業関連制度の統一化を進めている。連邦鉱業審議会では連邦政府と各州政府の調整を目的に、連邦鉱業庁内に設置された機関で、連邦政府と各州政府の鉱業政策担当者が参加する会議を毎月1回程度開催し、鉱業分野に関する問題点の洗い出しや意見調整、連邦政府が策定する政策案について協議を行っている。また、国家予算の各州政府への配分（鉱業関連インフラ整備計画、鉱業情報提供システムに係る予算の配分）や連邦政府主導で鉱業関連手続きの統一化に向けた取り組みを実施している。

今後、各州法の内容の統一化へ向けた見直し、各州の鉱区設定状況や州法・行政手続きのWEBサイトへの公表が必要であると考ええる。

おわりに

1990年代（1993～1995年）にアルゼンチン政府が実施した、鉱業関連法規の整備は、鉱業投資を行う投資家へ数多くの税制上の優遇措置を与え、アルゼンチンは投資環境の良好な国として認識されるに至った。これは、外国企業による鉱業投資を促進し、鉱業をアルゼンチンの主要産業の1つとして育てたい同国政府にとって、非常に好ましい結果であったといえる。事実、1990年代後半には、海外からの投資により Bajo de La Alumbrera 銅・金鉱床、Salar de Hombre Muerto リチウム鉱床、Cerro Vanguardia 金・銀鉱床の大型プロジェクトの建設が開始された。

1990年代に整備された各種法律は現在もアルゼンチンの鉱業活動の基礎となっており、これら法律に基づ

き鉱業投資が行われている。これらの法律のうち、特に鉱業投資法に規定される税制及び関税の30年間の安定、探鉱費等の所得税からの控除、加速償却、関税及び関税費用の免除、鉱床評価額の資本化、IVAの融資・金利返還等の優遇措置は非常に魅力的で、引き続き国内外の投資家を引き付けている。アルゼンチンでは金属価格の低迷期及び2001年の経済危機により、鉱業投資が急速に減少したが、2003年から経済は急速な回復基調に入り、2006年は金属価格の高騰にも支えられ、過去最高の鉱業投資を記録した。2007年も前年以上の投資が予測されており、鉱業輸出額も過去最高が見込まれている。

鉱業投資家にとって非常に魅力的な法制度を有し、金属価格の高止まりにより、過去に例のない活況な鉱業活動を続けるアルゼンチンにとって、近年、世界的な環境保全運動の高まりにより、投資環境を悪化させる憂慮すべき事態が発生している。地元住民や環境保護団体による鉱業反対キャンペーンにより、複数の州（Chubut 州、Rio Negro 州、La Rioja 州、Mendoza 州、Tucuman 州、La Pampa 州）で政府が鉱業を制限する法案を可決した。この動きはアルゼンチン北西部の鉱業州にも広がり、同国の投資環境が悪化することは避けられない状況である。

また、鉱山会社が多大な収益を計上している中、連邦政府及び州政府が輸出税やロイヤルティを引き上げる検討を開始した。これは鉱業投資法の規定に反することであり、政府により強行されれば、投資家の投資意欲を著しく損なうこととなる。

金属価格の歴史的な高騰が続いている現在は、これらの投資環境の悪化により、海外の投資家が直ちにアルゼンチンへの投資を中止・減少させる可能性は低いといえるが、今後も投資環境を悪化させるような事例が続けば、同国への投資が大幅に減少する事態が懸念される。

(2008.1.10)

〈主な参考資料〉

- 在アルゼンチン日本国大使館、アルゼンチンの経済情勢（2007年2月）
- 在アルゼンチン日本国大使館 HP、アルゼンチン統計データ
- JETRO アルゼンチン HP、アルゼンチン基礎データ及び統計資料
- JICA アルゼンチン事務所（2001）アルゼンチンの鉱業概観
- JOGMEC 資源開発環境調査 中南米（8）アルゼンチン・ウルグアイ
- Mining Communications（2004）Mining Journal Annual Review 2004. Argentina
- Panorama Minero（2007）Compendio 2007
- Panorama Minero（2006）Compendio 2006
- Instituto Nacional de Estadística y Censos（2007）

Argentine Foreign Trade Statistics, Vol10 No4,
Feb 2007
Consejo Tecnico de Inversiones (2007) La Economia
Argentina, Tendencias Economicas y Finacieras,
Business Trends